

議案第77号

芽室町雇用促進住宅設置及び管理条例制定の件

芽室町雇用促進住宅設置及び管理条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和2年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町雇用促進住宅設置及び管理条例

(目的)

第1条 この条例は、芽室町雇用促進住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町内企業における労働力不足を解消し、町内雇用を促進するため、芽室町雇用促進住宅（以下「住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町雇用促進住宅

位置 芽室町東2条南5丁目1番地2

(住宅の使用許可)

第4条 住宅を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可を与える場合において、住宅の管理運営上その使用について条件を付すことができる。

(住宅使用料)

第5条 住宅の使用許可を受けた者（以下「住宅使用者」という。）の使用料は、1戸あたり1か月27,000円とする。

2 住宅使用者が新たに住宅を使用する場合又は住宅の使用が終わった場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割り計算による。ただし、日割計算した額の10円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(住宅の共同施設として整備された駐車場の使用許可)

第6条 住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(駐車場使用料)

第7条 駐車場の使用許可を受けた者(以下「駐車場使用者」という。)の使用料は1台あたり1か月1,000円とする。

- 2 駐車場使用者が新たに駐車場を使用する場合又は駐車場の使用が終わった場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の駐車場使用料は日割り計算による。ただし、日割計算した額の10円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第8条 住宅使用者及び駐車場使用者は、許可を受けた目的以外に住宅及び駐車場を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他人に譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長はその住宅及び駐車場の使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合、住宅使用者及び駐車場使用者に損害をおよぼすことがあっても町長は賠償の責めを負わない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例及びこれに基づく規程に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 公益上又は住宅及び駐車場の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

(原状回復)

第10条 住宅使用者及び駐車場使用者は、その使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

- 2 住宅使用者及び駐車場使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを代行し、その費用を住宅使用者及び駐車場使用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 住宅使用者及び駐車場使用者は、故意又は住宅使用者及び駐車場使用者の責に帰すべき過失により建物又は備え付け物件をき損、汚損若しくは滅失したときは、町長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

### (準備行為)

2 住宅及び駐車場の使用許可に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 説 明

町内企業における労働力不足を解消し、町内雇用を促進するため、労働者住宅対策として、本条例を制定しようとするものであります。